報告第１号　令和７年度事業報告について

自　令和７年４月１日
至　令和８年３月31日

Ⅰ　令和７年度は、県･市町の支援と社員各位の協力を得て、次のとおり事業を実施した。

１　農村地域づくり・農業の担い手育成事業（定款第４条第１項第１号、２号）

農村の維持発展を目的として、他地域との交流や地域資源を活用したビジネス展開への助言など、市町が行う地域づくり計画作成や推進を支援し、農村の有する資源を最大限に活用した農村地域づくりを推進した。

また、担い手の確保・育成をさらに推進するとともに、担い手や自給的農家が将来にわたって安心して農業を継続できる地域づくりに向け、活用可能な農地と新規就農者とを結びつけるなど、地域全体での農地の有効活用を促進した。

(1)　農村地域づくり事業

ア　農村地域づくり支援事業

地域の特徴を生かした農村地域づくりへの市町の取組を支援するため、地域に寄り添い地域の将来像の明確化をサポートする人材の育成支援を行うとともに、市町が地域の将来計画を策定するにあたり、①国、県や当法人の各種事業等を一体的に活用する提案や、②地域の課題に応じた専門家の斡旋支援、③担い手不足の地域には、新たな担い手の参入誘導などに取り組んだ。

区　　分	事　業　内　容	事業費(円)
農村地域づくり支援	地域住民個々の思いを反映させた将来ビジョンの作成支援や、その実現に向けた活動をコーディネートできる人材育成を支援 ・農村地域づくりの取組支援：５地域 ・農村地域づくりコーディネート力養成講座の開催 1回（５日間）	10,025,000
棚田地域への支援	棚田地域の課題に応じた専門家の斡旋や交流活動を支援 ・棚田地域の振興計画の作成を支援する専門家派遣 20回 ・棚田地域の交流・学習会の開催　１回	

イ　都市農村等交流事業

都市と農村の交流を促進するため、ボランティア活動の受け入れを希望する地区等(「ふるさとむら」)に対し、農村ボランティアの募集等の活動支援を行った。

区　　分	事　業　内　容	事業費(円)
農村ボランティアの募集・登録	・農村ボランティア登録数　100名 （延べ登録数 4,137名）	2,233,000

ウ　農福連携推進事業

地域の高齢化がさらに進行するなか、多様な人材の農業参画を図るとともに、障害者の社会参画を実現するため、「農福連携」に取り組んだ。

区　　分	事　業　内　容	事業費(円)
相談及びマッチング	・農業者からの相談対応　18件 ・農福連携を希望する農業者と福祉事業所等をマッチング マッチング成立７件	8,528,000

(2)　農業の担い手育成事業

ひょうご就農支援センターを核に、新規就農者の確保・育成や担い手のさらなる経営発展のための事業に取り組むことにより、就農から経営の確立まで、農業経営体の経営発展段階に応じた支援を行った。(農業後継者育成事業積立資産活用事業は【積立資産】と表記)

ア　新規就農者確保・育成推進事業

新規就農者への就農に関する相談や各種支援事業の情報提供を行うほか、担い手となる者への地域への溶け込みや関係機関の就農支援に要する経費への支援等、新規就農者の確保育成のための支援事業を実施した。

区　　分	事　業　内　容	事業費(円)
ひょうごde就農サポート事業	・県内での就農相談会の実施 就農希望者向けセミナー・相談の開催　１回 ・県外での臨時就農相談窓口の設置や説明会等を実施 １回(大阪) ・農業高校生・農業大学校生で雇用就農を希望する者と経営者のマッチングを図る農業法人就職相談会　２回	49,956,931
農業入門講座 in 駅前	農業や就農に関心のあるサラリーマン等を対象に農業の基礎的知識が習得できる研修を実施 平日夜間コース：６回×２期 休日昼間コース：６回×２期　合計99名	
ひょうごの農トライアル事業	新規就農相談者で農業体験を希望する者を対象に、県内の優れた指導農家の下で行う短期・長期のインターンシップ研修を支援　短期（７日以内）×30名、中期（15日以内）×78名	
新規就農コーディネート強化事業	地域の新規就農者へ実情に応じた技術支援、現地視察を開催 プロジェクト活動支援　29回	
地域の担い手定着応援事業	・新規就農者と指導する農業者とのマッチング支援や地域ぐるみの支援プランを整備　プラン策定６件 ・農業情報総合サイト等を活用して新規就農者の増加につながる情報を発信	
青年農業者育成指導事業	・農業高校生等の集いや青年農業者技術交換大会の開催 ・農業高校生等に対する就農への意識調査を実施	

区　　分	事　業　内　容	事業費(円)
高校生就農講座開催事業【積立資産】	農業高校生等に対し、地域の青年農業士等による就農に向けた講演、農場見学等を行い、将来の就農に向けた意識啓発を実施　農業関係学校　12校	
地域協議会事業【積立資産】	地域の実情に応じた若手農業後継者育成対策を展開するため、地域協議会を支援　11協議会	
農業後継者育成モデル事業【積立資産】	地域の関係機関と連携して、ＪＡ等による農業技術と経営に関する実践的な研修を行う施設・機械整備費用を助成　令和７年度は該当者なし	
企業の農業参入推進事業	企業の参入ニーズに応じて、様々な手法提案と地域とのマッチングにより地域農業への参入を支援　相談件数　61社	
農業の経営継承推進事業	農業の経営継承に関する助言・指導による経営継承を支援　相談件数　22経営体	

イ　担い手の経営発展事業

企業的経営管理などの知識を有する農業経営体を養成し、地域の担い手となる認定農業者、リーダーを育成するとともに、集落営農組織等の経営基盤強化を図った。

また、担い手の経営の安定・発展を図るため、農業後継者育成事業積立資産を活用した経営発展に資する事業を実施した。

区　　分	事　業　内　容	事業費(円)
若手農業者総合対策事業【積立資産】	青年農業者の育成と地域農業の活性化を図るとともに、新規就農者確保・育成のための環境を醸成 青年農業士会等活動支援(県域)　２団体 農業青年クラブ等活動支援　22団体	79,491,419
青年農業士の認定【積立資産】	地域農業推進リーダーとして農業青年を認定（隔年） 22名（R8.4.1現在 総数107名）	
農業後継者等ビジネスリーダー育成支援事業【積立資産】		
農業後継者等海外派遣事業	農業後継者等の経営の高度化・多角化を目的に、新たなビジネス展開のため海外での先進地調査・研修活動を支援　令和７年度は該当者なし	
農業後継者等海外長期研修支援事業	農業後継者等が先進的・近代的な農業体験を国外で1年以上留学して行う実践研修に支援 アメリカ合衆国（研修期間R7.6～R8.12）：１名	
農業後継者経営発展事業【積立資産】		
親元新規就農者早期経営安定支援	地域農業の中心的な担い手となる認定農業者等の後継者として、親元就農する新規就農者の就農開始と早期安定のため、施設・機械整備費用を助成　11名	

区　分		事　業　内　容	事業費(円)
	若手農業後継者経営安定化促進支援	新規就農者から認定農業者にステップアップし、地域農業を担う若手農業者の経営の安定発展のため、施設・機械整備費用を助成　６名	
	青年農業士等経営発展支援	次代の兵庫県農業を担う青年農業士の規模拡大や生産性向上、先進的な取組等、更なる経営・発展のために必要な施設・機械整備費用を助成　８名	
ひょうご農業ＭＢＡ塾開設事業		企業的感覚で農業経営のモデルとなる農業経営体を養成するため、専門性の高い内容の「ひょうご農業ＭＢＡ塾」を開催　受講生　10名(講義13回)	
農業経営法人化支援総合事業		法人化や経営体質強化を希望する農業経営体を支援するため、兵庫県やＪＡ兵庫中央会等を構成員とする経営戦略会議を開催し、支援対象者を重点指導農業者として位置づけ、専門家派遣や経営相談会を実施 経営相談会　２回、戦略会議　18回 重点指導農業者　60経営体 専門家派遣　延べ69回	
雇用就農資金		・農業経験が５年未満の就農希望者を研修生として雇用する農業法人等に国が資金を交付するための説明会を開催　３回 ・当該農業法人等への指導・支援、研修生への状況確認や相談対応を実施(現地確認)　延べ126経営体	
集落営農組織力強化支援事業		・集落営農の組織化・法人化及び広域化等による経営強化や後継者育成と円滑な経営承継に向け、地域リーダーを育成するための研修等を開催　研修会等　４回 ・農業経営の改善に積極的に取り組み、地域農業の振興などの取組が優良な集落営農組織を表彰　１回	

２　農地の有効活用推進事業（定款第４条第１項第３号）

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して農地の集積・集約化を図るため、農地中間管理事業による農地の貸借や特例事業による農地の買入・売渡、資金貸付による農作業受託を推進した。

また、関係機関と一体となり、ゾーニング意向に基づき担い手と自給的農家が地域全体で農地活用を行う「いきいき農地バンク方式」を引き続き推進するとともに、地域農業の将来のあり方や農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定める市町の地域計画実現を支援した。

(1)　農地中間管理事業

「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、県から農地中間管理機構の指定を受け、規模縮小する農業者の農地を、規模拡大をめざす認定農業者や集落営農法人、農業参入企業等へ転貸し、農地の集積・集約化を進めた。

事 業 内 容		事業量	事業費(円)
農地中間管理事業による貸借	借　受	3,404ha	219,666,795
	貸　付	3,404ha	
県や県域団体との連携会議		15回	
市町等への農地中間管理事業の推進業務委託		36団体	
農地バンク戦略会議等の開催		２回	
評価委員会（機構法第６条）の開催		１回	
担当者研修会等の開催		５回	

（参考１）近年の貸付け等面積の推移

年 度	R3	R4	R5	R6	R7 ※
貸付等面積	853ha	816ha	574ha	902ha	3,404ha

※ 令和５年度改正農業経営基盤強化促進法の施行に伴い、市町による利用権設定（相対取引）が廃止され、その移行期間の終了とともに、農地の貸借は農地バンク法に一本化された。そのため、令和７年度は貸借面積が急増している。この傾向は、次年度以降も継続する見込み。

（参考２）近年の「いきいき農地バンク方式」に係る面積の推移（累計）

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
貸付等面積	1,037ha	1,588ha	1,956ha	2,283ha	2,436ha

(2) 農地中間管理機構の行う農地売買事業等

規模縮小する農業者から農地を買入れ、規模拡大をめざす認定農業者等に売渡しを行うとともに、農作業受託で規模拡大をめざす認定農業者等に資金の貸付を行った。

事 業 内 容		件数	事業量	事業費(円)
農地中間管理機構の事業の特例（売買事業）	買 入	4	2.6ha	6,781,328
	売 渡	4	2.6ha	
農作業受託促進事業	継 続	2	11.0ha	
	新 規	0	0.0ha	

3 農業委員会支援事業（定款第４条第１項第２号、３号、４号）

「農業委員会等に関する法律」に基づき、県から農業委員会ネットワーク機構の指定を受け、農地制度の適正執行や農地利用の最適化推進などにかかる農業委員会活動の支援等について以下のとおり実施した。

(1) 兵庫県農業会議関係事業

農業委員会ネットワーク業務の推進方針や事業実施計画の企画立案のほか、農地法に基づく大規模農地転用案件の審議、農業・農村施策に関する意見の取りまとめ等を行った。

区　　分	事　業　内　容	事業費(円)
常任委員会	農業委員会ネットワーク業務の推進方針の立案や、事業実施計画案等の決定　３回	24,176,187
農地委員会	農地法に基づく意見照会案件（農地転用面積30ａ超え等）の審議　12回	
担い手・企画委員会	農地利用の最適化推進や農業・農村に関する施策改善等について協議　２回	
農業委員会会長・事務局長会議	農地関連法の運用にかかる周知や農業委員会組織の活動方針、関係予算等について協議　３回	
農業団体参事・事務局長会議	兵庫県農業会議の運営等について意見交換　１回	

(2) 農業委員会支援のための各種事業

農業委員・農地利用最適化推進委員を対象とした研修や農業委員会活動事例の収集・提供、農業委員会に対する農地相談等を実施した。

区　　分	事　業　内　容	事業費(円)
農業委員会活動強化事業	・改選農業委員・農地利用最適化推進委員研修会　６回 ・事務局職員研修会　３回 ・田畑売買価格等の情報収集・提供　２回	36,241,000

区　　分	事　業　内　容	事業費(円)
農地利用効率化事業	・農業委員会サポートシステム基礎研修会　　３回	
機構集積支援事業	・農業委員会地区別研修会　　７回 ・女性委員交流研修会　　２回 ・農地担当者会議　　２回 ・農業委員会巡回　　35回 ・所有者不明農地への対応支援　　１地区	
耕作放棄地活用総合対策事業	・農地パトロールに関する事例等の収集・提供　　１回	
農業者年金事業	・担当者会議・研修会　　４回 ・加入推進特別研修会　　１回 ・農業者年金制度説明会　　10回	
農業・農業委員会活動活性化事業	・全国農業委員会会長代表者集会等への参加　２回 ・農業・農村施策に関する行政機関等への意見提出　　１回 ・農業者団体等の活動支援　　７回 ・都市農業研修会　　１回	
情報提供推進事業	・農業及び農業委員会関係の情報収集・提供（全国農業新聞での発信）　　25回	

(参考１) 農地法に基づく意見照会案件等の審議実績

区　　分	件数（件）	面積（㎡）	備　考
農地法第４条	7	26,189	
農地法第５条	23	185,428	現地調査６回実施
農地法第41条	3	6,871	
合　計	33	218,488	

(注) 農地法第４条＝農地所有者が自ら農地以外に転用（自己転用）
農地法第５条＝農地転用と合わせて権利移動（売買・賃借等）
農地法第41条＝利用権設定の知事裁定

(参考２) 農地相談の実績

区 分	農地売買貸借関係	農地転用関係	農地の解約関係	農業委員会の事務	遊休農地・税制等	合　計
件 数	111	92	10	42	17	272

４　「楽農生活」推進事業（定款第４条第１項第５号）

(1)　兵庫楽農生活センター管理運営事業

ア　施設の管理運営、広報等

県から指定管理（令和６～８年度）を受け、県民の誰もが「農」に関する様々な体験や学習、実践を通じて、自然と親しみ、自然と共に生きることを実感しながら、食と「農」を楽しむことができる「楽農生活」の実現に向けた取組を推進した。

特に、民間参画事業者等との連携による新たな体験イベント（親子パフェ教室）の企画や、ＳＮＳ等を活用した情報発信に取り組んだ。

区　分	事　業　内　容	事業費(円)
管理運営業務	①　施設の利用者数　97,020人 ②　主要イベントの企画・実施　４回合計5,090人 ア　楽農生活フェア（春）　670人 令和７年４月19日(土)開催 イ　楽農生活フェア（夏）　1,780人 令和７年７月５日(土)開催 ウ　秋の感謝祭　1,140人 令和７年11月９日(日)開催 エ　楽農生活フェア（新春）　1,500人 令和８年１月24日(土)開催 ③　民間参画事業者による体験イベント等の実施 ア【株式会社ashimoka】 食体験（レストラン）　27,087人 （うちＢＢＱコーナー　168人） 野菜栽培体験　(87回)　4,120人 きのこ栽培体験　(93回)　910人 イ【神姫バス株式会社】 農産物直売利用　14,235人 ウ【楽農生活地元実践グループ】 農産物加工体験　(53回)　785人 エ【老ノロ受託グループ】 果樹栽培体験　(21回)　1,784人 オ【兵庫農機販売株式会社】 農機具展示、農機レンタル　12台 ④　研修室利用件数　389件 (研修室A 136件、研修室B 172件、研修室C 81件) ⑤　きのこ館空調関係機器修繕工事、上水用配管修理などの施設の維持管理	46,402,960
広報・普及啓発業務	センター施設や事業内容等の広報、「楽農生活」の普及啓発等 ①　ホームページやイベントチラシ等による情報発信 ②　ＬＩＮＥやＦａｃｅｂｏｏｋ、インスタグラムなどＳＮＳを活用した情報提供	

イ　楽農学校及び楽農交流事業

農作物の栽培を生きがいとしたい人や仕事にしたい人（就農）に加え、新設した農作物の自給販売等と他の仕事を組み合わせた生活スタイルを実現したい人向けの半農半Xコースなど、その目的に応じた知識や技術を習得できる「楽農学校事業」及び農作物栽培や収穫、加工・試食など、食に関する体験・交流を支援する「楽農交流事業」等を実施した。

区　分		事　業　内　容	事業費(円)
楽農学校事業	生きがい農業コース	市民農園などで生きがいとして農業を楽しみたい人を対象に基礎的な農業知識・技術を習得する研修 研修人数：82名(上期40名、下期42名) 研修期間：４月～８月（上期）　合計15回 ９月～３月（下期）　合計14回	35,667,750
	半農半Xコース	農業と他の仕事を組み合わせた働き方を目指す人（地域農業を支える多様な担い手）を対象に栽培技術、農業経営や農業機械の操作などを習得できる研修 研修人数：30名 研修期間：４月から１年間	
	就農コース	本格的な農業経営（慣行農法及び有機農法）を目指す人を対象に、学識者や農業実践者による座学･指導や専用ほ場･施設での栽培実習等の総合的な知識や農業技術、経営管理を習得する研修 研修人数：43名(21期23名、22期20名) 研修期間：８月～翌年８月	
	有機農業塾	有機農業の裾野を広げ、取り組む人を育てるための入門講座として、有機農業の理念や基礎的な栽培技術を習得する研修 研修人数：70名 研修期間：４月～１月（月１回）　計10回	
楽農交流事業	親子農業体験教室	「農」への理解促進と自然とのふれあいを図るため、親子(家族)を対象に、「コウノトリ育む農法」による田植えから稲刈り・試食までのお米づくりや兵庫県育成品種の黒大豆枝豆づくりの体験 参加者数　140家族（524名） うち　お米づくり　100家族（380名） 黒枝豆づくり　40家族（144名）	
	農作物栽培･加工体験	農作物に親しむイベントとして、そば、小麦やさつまいも等の栽培や加工体験を実施 1,936名	
新規就農者確保事業		楽農学校事業の就農コース研修生のうち、就農前の研修期間中の所得を補う「農業次世代人材投資資金(準備型)」の受給希望者に対して、計画作成や申請手続等を支援　6名	

５　分収造林事業（定款第４条第１項第６号、８号）

分収造林地(約２万ha)の管理について、経済性・公益性に配慮し、森林状況等に応じて利用間伐、保育等を実施した。

特に利用間伐の実施については林業事業体の労務確保に配慮し、２か年施工に取り組み事業量の拡大と収益確保を図った。

(1)　主間伐事業等

木材市況の動向、収益性を見極め、造林補助金等を最大限に活用して、利用間伐した木材を山土場において建築用・合板用・燃料用等に仕分けて販売するなど、収益の向上に努めた。

① 収　入

区　　分	事　業　量	販売額（円）
主　間　伐　等	292.55 ha	412,297,313
主　　伐	－	
利　用　間　伐	292.55 ha	
立　木　補　償	0.35 ha	2,469,230
計	－	414,766,543

（注1）　販売額には補助金収入184,805,221円を含む

② 経　費

区　　分	内　　容	事業費（円）
主　間　伐　等	伐採搬出費等	275,133,194
立　木　補　償	調　査　費　等	111,000
計	－	275,244,194

(2)　保育事業

造林補助金や緑化基金を活用して、再造林地の下刈や森林の適正管理に向けた保育間伐を実施した。

区　　分	事　業　量	事　業　費(円)
下　　刈	15.62 ha	4,944,500
間　　伐	105.47 ha	29,134,600
計	121.09 ha	34,079,100

(3)　作業道の開設等

造林補助金を活用して、高性能林業機械による立木の伐倒、集積、運搬など、主伐や利用間伐作業の基盤となる作業道を開設した。

区　　分	事　業　量	事　業　費(円)
作業道開設等	29,988 m	85,489,385

６　県営分収育林事業（定款第４条第１項第７号、８号）

森林所有者による間伐等の管理が行われず放置された生育途中のスギ・ヒノキ人工林2,360haについて、公益的機能と経済価値の高い100年生の森林を造成するため、利用間伐や作業道を開設した。

(1)　利用間伐事業

木材市況の動向、収益性を見極め、造林補助金等を最大限に活用して、利用間伐した木材を山土場において建築用・合板用・燃料用等に仕分けして販売するなど、収益向上に努めた。

① 収　入

区　　分	事　業　量	販売額（円）
利　用　間　伐	11.86 ha	22,258,663
立　木　補　償	－	128,590
計	－	22,387,253

（注）販売額には補助金収入7,414,500円を含む

② 経　費

区　　分	内　　容	事業費（円）
利　用　間　伐	伐採搬出費等	11,651,946
立　木　補　償	調　査　費　等	37,000
計	－	11,688,946

(2)　作業道の開設等

造林補助金を活用して、高性能林業機械による立木の伐倒、集積、運搬など、主伐や利用間伐作業の基盤となる作業道を開設した。

区　　分	事　業　量	事　業　費(円)
作業道開設等	2,549 m	7,050,200

〔経営改善への取組〕

ア　県及び（株）日本政策金融公庫に対する借入金債務の整理のため、令和７年12月12日に大阪地方裁判所に特定調停を申し立て、令和８年３月９日に調停が成立した。

当該調停条項に基づき、公庫に対しては、３月16日付で弁済し、弁済残額は県が損失補償を実行することにより債権が公庫から県に移転するとともに、県に対しては、令和８年５月29日をもって弁済し、弁済残額については県が債権放棄することから、当該債務が解消することとなった。

イ　債務整理後の経営については、分収林事業から撤退し、林業事業体による民間管理と市町による公的管理の２軸の新たな森林管理スキームへの移行に向け、分収林契約の解約・移行交渉を進めていくとともに、市町による管理に移行した森林について、県から委託を受けて間伐や巡視等を実施する業務を担っていく。

このため、円滑な事業運営に必要となる人件費等の管理運営経費及び運転資金について、県と協議を行い、県議会において令和８年度予算が議決された。

7　森林整備事業（定款第４条第１項第８号､11 号）

森林の防災機能の強化を図るため、県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」事業の基本計画調査、整備造成工事を実施した。

(1)　緊急防災林整備（渓流対策）

流木・土石流災害が発生する恐れのある危険渓流沿いの森林において、危険木除去や本数調整伐等、災害緩衝林整備を実施した。

区　　分	箇所数	事 業 量	事業費(円)	備　　考
基本計画調査	9	61 ha	50,375,600	佐用町ほか６市町
整備造成工事	13	60 ha	168,910,500	佐用町ほか６市町
計	－	－	219,286,100	

(2)　里山防災林整備

山地災害の危険性の高い集落裏山において、人家への倒木の恐れのある危険木の伐採や柵工等の簡易防災施設の設置等、里山林整備を実施した。

区　　分	箇所数	事 業 量	事業費(円)	備　　考
基本計画調査	20	346 ha	189,498,100	相生市ほか12市町
整備造成工事	19	279 ha	383,211,400	丹波市ほか10市町
計	－	－	572,709,500	

(3)　野生動物共生林整備

野生動物による農作物被害等が甚大な地域において、人と野生動物との棲み分けを図るバッファーゾーンの設置や広葉樹林整備を実施した。

区　　分	箇所数	事 業 量	事業費(円)	備　　考
基本計画調査	13	346 ha	133,968,734	たつの市ほか11市町
整備造成工事	12	243 ha	175,989,000	朝来市ほか10市町
計	－	－	309,957,734	

8　緑化事業　（定款第４条第１項第９号､11号）

(1)　緑化基金による森林の整備造成等事業

人工林の適正な管理や里山林の再生等をめざす「新ひょうごの森づくり」を推進するため、間伐や里山林整備等の事業を行う市町等に対して、助成した。

事　業　名	事 業 量	事 業 費(円)
「森林管理100％作戦」推進事業	488 ha	6,914,265
住民参画型里山林再生事業	113 ha	2,834,000
協働の森づくり推進事業	1式	1,020,000
企業の森づくり推進事業	1式	1,226,000
計	－	11,994,265

（注）企業の森づくり推進事業は、収益事業等会計(緑化推進助成事業)で実施

(2)　受託事業

治山事業（保安林整備）や砂防事業（グリーンベルト整備)、森林環境譲与税等を活用した森林整備事業などにかかる調査・計画策定、設計積算業務を実施した。

区　　分		件　数	事 業 費(円)
兵庫県	農林水産部 〔調査設計業務等〕	5	34,260,600
	土木部 〔調査設計業務等〕	3	35,764,300
	企業庁 〔保守管理業務等〕	2	5,825,600
市町等 〔調査設計業務等〕		7	82,528,026
計		17	158,378,526

9　県有林等の管理等受託事業（定款第４条第１項第10号）

県民の身近な森として利活用している県有林や、乱開発等を抑止するために県が取得した県有環境林において、林内の巡視や危険木伐採等の維持管理を実施した。

区　　分	箇所数	面　積	事 業 費(円)
県有林 〔巡視・施設修繕等〕	8	294 ha	18,143,600
県有環境林 〔巡視・森林保全等〕	10	1,013 ha	44,033,424
計	18	1,307 ha	62,177,024

10　県立三木山森林公園管理運営事業　（定款第４条第１項第12号）

県から指定管理（令和４～８年度）を受け、市街地に隣接した約81haの自然豊かな森林公園において、県民の文化・レクリエーション活動、森林環境学習の場として、人と森林（もり）とのふれあいを深める取組を推進した。

このため、屋内外施設の適正な管理運営、利用促進に向けた公園情報の発信、体験イベントなどに取り組んだ。また、生物多様性を育む公園として、草原や水辺（湿地）環境の維持保全などに取り組んだ。さらに、三木市から天然記念物の指定（令和５年４月21日）を受けた「コバノミツバツツジ群落」を適切に整備し、積極的に情報発信を行うとともに「人と森林（もり）との共生」を実現する魅力ある公園として管理運営を行った。

事　業　内　容	事業費(円)
① 入園者数　488,833人 ② 施設等利用件数　3,040件 ア 音楽ホール　161件 イ 多目的ホール、研修室　83件 ウ 森の風美術館　99件 エ 会議室　212件 オ 森のクラフト館　2,264件 カ 茶室　25件 キ その他　196件 ③ 多様な森づくり等の実施 ア 森林管理 ・コバノミツバツツジ群落整備を含む低木林管理等 ・中高木の管理 ・森林病害虫等防除事業の受託 イ「生物多様性戦略」に基づく保全・再生 ・チョウの森、ビオトープ池の整備 ・ススキ、チガヤ草原の水辺環境整備 ・環境省の「モニタリングサイト1000里地調査」の実施 ウ 芝生や花壇の管理 ④ 森林・緑化に関する知識の普及等 ア 自然環境学習等（10小学校、延べ21回・2企業等、延べ3回） イ 緑化相談等技術指導　262件 ⑤ イベント等の企画実施 ア 普及啓発事業：自然観察会、木工教室等　28回　12,951人 イ 自主事業：コンサート、落語等　5回　1,907人 ⑥ 施設の維持管理 ア 公園用地の巡視管理、建物施設の保守点検 ほか イ 修繕工事 ・展示ホールセンサーライト工事 ・高圧受電設備更新 ・外灯修繕工事 ・マツ枯れ伐採作業　ほか ⑦ 施設や活動内容等の情報発信等 ア イベントチラシの配布　年３回　60,600部 イ ホームページ、新聞、雑誌、ＳＮＳ等による情報発信 ウ 展示室を利用した生物多様性の普及啓発等 エ レストランで地元の素材を使った食事の提供等による食を通じた魅力づくり	146,295,885

11　次世代施設園芸モデル団地事業（定款第４条第１項第13号）

国及び県の補助金を活用して加西市に整備した「ひょうご次世代施設園芸モデル団地」について県次世代施設園芸モデル団地運営協議会の方針や県・地元市等との協力のもと、㈱兵庫ネクストファームに、施設を賃貸する事業を実施した。

区　　分	事　業　内　容	事業費(円)
賃貸事業	施設等の貸付賃料の収受、土地使用料等の支払	7,291,446

（注）収益事業等会計(次世代施設園芸モデル団地事業)で実施

(参考)　施設の概要

区　　分	事　業　内　容
事　業　地	加西市鶉野町・野条町（約８ｈａ）
貸付施設	・フェンロー型温室（約0.89ha×４棟／計3.6ha） ・統合環境制御設備 ・加温施設（木質バイオマスボイラー等） ・集出荷施設・倉庫　等
貸　付　先 (施設運営主体)	㈱兵庫ネクストファーム
貸付期間	2015年（平成27年）8月1日～2035年（令和17年）8月31日

Ⅱ　令和７年度事業報告の附属明細書

１　理　　事　　会

開催年月日	名　称　・　場　所	出席者	決議事項及び報告事項
R７．６．10	第11回理事会 (兵庫県土地改良会館)	11名	報告事項 (1) 理事長、副理事長、兵庫県農業会議会長、常務理事の職務執行状況報告 決議事項 (1) 令和６年度事業報告について (2) 令和６年度決算について (3) 令和７年度会計監査人に対する報酬等について (4) 諸規程の一部変更について (5) 第９回社員総会の招集について
R７.12. ４	第12回理事会 (兵庫県土地改良会館)	13名	決議事項 (1) 株式会社日本政策金融公庫及び兵庫県に対する特定調停申立ての件
R８．２.19	第13回理事会 (兵庫県土地改良会館)	14名	決議事項 (1) 株式会社日本政策金融公庫に対する特定調停に係る合意の件について (2) 兵庫県に対する特定調停に係る合意の件について (3) 特定資産の弁済充当のための取崩しの件について (4) 令和７年度収支予算の補正について (5) 第10回社員総会の招集について
R８．３.17	第14回理事会 (兵庫県土地改良会館)	14名	報告事項 (1) ひょうご農林機構が担う今後の森林管理 (2) 理事長、副理事長、兵庫県農業会議会長 常務理事の職務執行状況報告 決議事項 (1) 令和７年度事業計画の変更について (2) 令和７年度収支予算の補正について (3) 定款の変更について (4) 業務方法書の廃止について (5) 会費の額等の決定について (6) 令和８年度事業計画について (7) 令和８年度収支予算について (8) 諸規程の一部変更について (9) 第 11 回社員総会の招集について

(みなし理事会)

開催年月日	区　分	出席者	決 議 事 項
Ｒ７．４．１	理事会の決議の省略 (定款第36条第2項関係)	－	(1) 理事長、副理事長及び常務理事の選定について (2) 副理事長、兵庫県農業会議会長及び常務理事の業務の分担について (3) 重要な職員の選任について (4) 常勤の役員に対する報酬等の額について
Ｒ７．６．25	理事会の決議の省略 (定款第36条第2項関係)	－	(1) 理事長、副理事長、兵庫県農業会議会長及び常務理事の選定について (2) 副理事長、兵庫県農業会議会長及び常務理事の業務の分担について (3) 特定理事の選任について (4) 顧問の委嘱について

２ 社 員 総 会

開催年月日	名 称 ・ 場 所	出席者	決議事項及び報告事項
Ｒ７．６．25	第９回社員総会 (兵庫県私学会館)	82名	報告事項 (1) 令和６年度事業報告について (2) 令和６年度決算について 決議事項 (1) 役員の選任について
Ｒ８．３．６	第10回社員総会 (兵庫県私学会館)	82名	報告事項 (1) 株式会社日本政策金融公庫及び兵庫県に対する特定調停について 決議事項 (1) 令和７年度収支予算の補正について
Ｒ８．３．26	第11回社員総会 (兵庫県農業共済会館)	82名	報告事項 (1) ひょうご農林機構が担う今後の森林管理 決議事項 (1) 令和７年度事業計画の変更について (2) 令和７年度収支予算の補正について (3) 定款の変更について (4) 業務方法書の廃止について (5) 会費の額等の決定について (6) 令和８年度事業計画について (7) 令和８年度収支予算について (8) 役員の選任について

(注) 出席者には、委任状による者を含む。

３ 顧 問 会 議

開催年月日	名 称 ・ 場 所	出席者	諮　問　事　項
Ｒ７.11.10	ひょうご農林機構 顧問会議 ［兵庫楽農生活センター、兵庫ネクストファーム］	５名	(1)機構の概要 (2)令和７年度事業の概要 (3)現地視察

４ 監　　査

監査区分	監査年月日	監査執行者名	指摘事項
〔監　　事〕 決　　算	Ｒ７．５.27	井　上　監　事 吉　田　監　事 船　田　監　事	な　し
中　　間	Ｒ７．12.４	井　上　監　事 猪　澤　監　事 藤　本　監　事	
例　　月	Ｒ７．４月～Ｒ８．３月	井　上　監　事	
［会計監査人］ 決　　算	Ｒ７．５.22～23	公認会計士　渡邉康夫	な　し
期　　中	Ｒ７.12.17、18 Ｒ８．１．８、15	公認会計士　渡邉康夫	

５　内部統制に関する体制の運用状況

関係法令、定款及び機構規程を遵守して、令和７年６月 10 日開催の理事会で決議し「内部統制の整備に関する基本方針」の適切な運用を行っている。

特に、主要事業及び懸案事項に係る進行管理として、随時及び定期に業務を執行する理事並びに常勤の監事による会議を実施し、損失の危険の管理を行っている。

なお、令和７年度においては、定期の当該会議を 12 回実施した。

今後も、「内部統制の整備に関する基本方針」を適切に運用し、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、その他法人の業務の適正を図れるよう取り組む。

内部統制の整備に関する基本方針

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第４項第５号」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条」の規定に基づき、内部統制の整備に関する基本方針を以下のとおり定める。

１　理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)　理事は、関係法令、定款及び機構規程を遵守し、公正な職務執行を行うことを確保する。

(2)　理事長及び業務を執行する理事は、理事会の決議を理事が合理的に行えるように、充分な情報提供を行わなければならない。

(3)　理事は、重大な法令違反、その他法令、定款及び機構規程の違反に関する重大な事実を発見した場合には、遅滞なく理事会及び社員総会において報告するものとし、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

(4)　監事は、理事会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、理事の職務執行の監査を行う。

２　理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)　理事は、理事会及び社員総会、その他重要な会議の議事録を、法令及び機構規程に従い作成し、適切に保存、管理する。

(2)　職員の職務に関する文書については、法令、「公益社団法人ひょうご農林機構文書取扱規程」及び「公益社団法人ひょうご農林機構文書の整理編さん保存基準」等機構規程に基づき適切に作成、保存、管理する。

３　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務を執行する理事に、職員が主要事業及び懸案事項に係る進行管理の状況について報告し、必要に応じて業務を執行する理事が指示事項を職員に示し、損失の危険の管理を行う。

また、業務を執行する理事の判断を要する案件については、随時、職員が業務を執行する理事に諮り、対応方法等の指示を受け、対応等を行う。

４　理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)　理事会は、原則年２回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決

定を行う。
(2)　理事会及び社員総会の決定に基づく業務執行は、「公益社団法人ひょうご農林機構組織規程」及び「公益社団法人ひょうご農林機構決裁規程」等機構規程に基づき組織的かつ効率的な執行を行う。

5　職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)　職員は、重大な法令違反、その他法令、定款及び機構規程の違反に関する重大な事実を発見した場合には、直ちに理事に報告するものとし、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
(2)　職員の法令、定款及び機構規程に違反する行為については、「公益社団法人ひょうご農林機構職員就業規則」等機構規程に基づき、懲戒を決定する。

6　監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項、当該職員の理事からの独立性に関する事項及び監事の当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)　監事が、その職務を補助すべき職員を置くことを求めたときは、理事長は職員から監事補助者を任命する。
(2)　当該職員は、監事から具体的に指示のあった職務の執行にあたっては、監事の指揮令を受け、理事の指揮命令を受けない。
(3)　当該職員の異動及び懲戒には、監事の同意を必要とする。

7　理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　理事及び職員は、機構に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、及び理事及び職員の重大な法令違反、その他法令、定款及び機構規程の違反に関する重大な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するものとし、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

8　監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
　監事の職務の執行について生ずる費用等については、役員等の報酬等に関する規程等機構規程に基づき適正に処理するものとする。

9　その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)　監事は、理事会に出席するほか、必要に応じて重要な会議に出席することができ、機構の業務執行に関する報告を受け、業務を執行する理事の決裁等については原則として回付を受けるものとする。
(2)　監事は、いつでも必要に応じて、理事及び職員に対して報告を求めることができる
(3)　監事及び会計監査人は、監査を効率的に実施するとともに監査情報の交換をするため、随時連絡調整する。

10　公益通報制度により通報した通報者の保護等を確保するための体制
　理事、監事及び職員が法令違反行為等又はそのおそれのある事実を発見し、公益通報制度により通報した場合は、当該通報をした者が当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

６ 登 記 事 項

令和７年　４月 18 日	代表理事の変更、理事の変更、監事の変更
令和７年　７月 16 日	理事の変更、代表理事の重任、監事の変更、会計監査人の重任

７ 役 員 の 変 更

令和７年４月１日	辞　任	理事	寺　尾　俊　弘
	就　任	理事	岡　　明　彦
	就　任	理事	渡　邉　直　樹
	就　任	監事	井　上　雅　文
令和７年６月 25 日	就　任	理事	前　中　悠　一
	就　任	理事	岸　本　好　量
	就　任	理事	山　本　　実
	就　任	監事	猪　澤　敏　一
	就　任	監事	藤　本　辰　也
	退　任	理事	廣　納　　正
	退　任	理事	馬　田　禧　紹
	退　任	理事	越　田　謙治郎
	退　任	監事	吉　田　一　男
	退　任	監事	船　田　　穣
令和８年３月 31 日	辞　任	理事	岡　　明　彦
	辞　任	理事	荒　木　一　聡
	辞　任	理事	池　田　文　和
	辞　任	監事	井　上　雅　文

８ 社 員 の 増 減

区　　分	社 員 数
令 和 ６ 年 度 末	83
令 和 ７ 年 度 末	82
差　引　増　減	△1

９ 役 職 員 の 増 減

区　　分	役　　員		職　　員
	理　事	監　事	
令 和 ６ 年 度 末	17	3	213
令 和 ７ 年 度 末	16	3	214
差　引　増　減	△1	0	1

10 職 員 現 員 数

（令和８年３月３１日現在）

区分		主事	技師	技術員	小計	再任用	嘱託	計
本社	経営企画部	(3) 4	(4) 6	—	(7) 10	1	4	(7) 15
	農村・担い手部	—	(3) 3	—	(3) 3	(3) 3	13	(6) 19
	農地対策部	(3) 6	(46) 47	—	(49) 53	(1) 1	28	(50) 82
	うち農地管理事務所	(1) 1	(39) 39	—	(40) 40	—	18	(40) 58
	森林緑化部	—	(12) 16	—	(12) 16	—	3	(12) 19
県南事務所		—	8	3	11	3	9	23
県北事務所		—	8	3	11	—	11	22
兵庫楽農生活センター		(1) 1	(4) 4	—	(5) 5	(2) 2	13	(7) 20
兵庫県立三木山森林公園管理事務所		—	2	1	3	—	11	14
合計		(7) 11	(69) 94	7	(76) 112	(6) 10	92	(82) 214

※（ ）内は県派遣職員で内数

※県派遣職員のうち57名は併任

（併任職員の内訳） 経営企画部　　技師４名

農地対策部　　主事１名、技師44名

（うち農地管理事務所　主事１名、技師39名）

森林緑化部　　技師８名

11 組 織
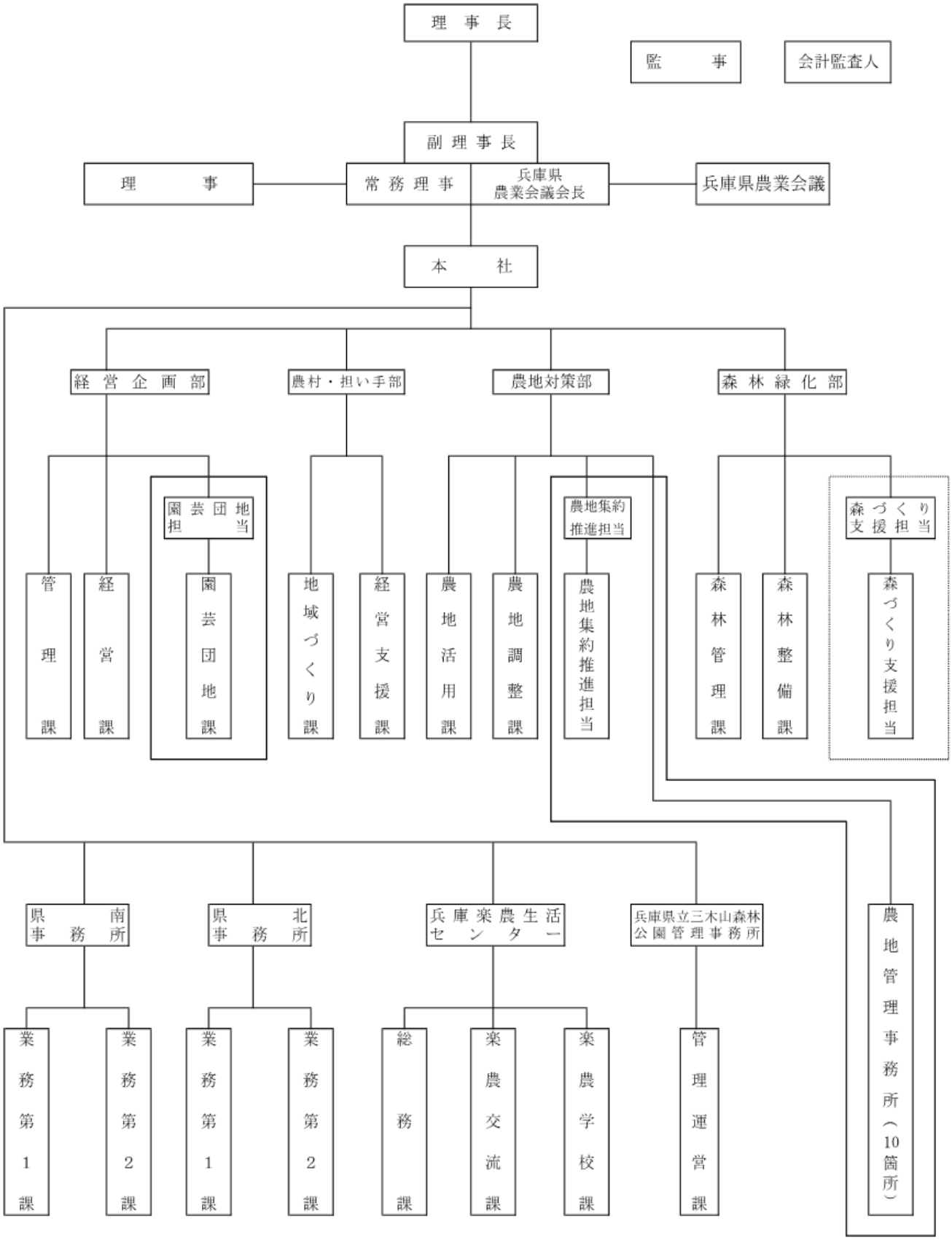
（令和８年３月 31 日現在）